

国民健康保険の保険給付に係る公金受取口座利用申出書

国民健康保険による保険給付について、公的給付支給等口座制度(※)を活用して国(デジタル庁)へ登録した公的給付支給等の受取のための口座(以下「公金受取口座」という。)を利用する意思表示をする場合には、以下の項目について確認の上、保険給付の支給申請書とともに提出ください。

1 支給申請及び公金受取口座利用申出をする保険給付の□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> 高額療養費	<input type="checkbox"/> 高額介護合算療養費	<input type="checkbox"/> 出産育児一時金	<input type="checkbox"/> 葬祭費
<input type="checkbox"/> 入院時食事療養費	<input type="checkbox"/> 入院時生活療養費	<input type="checkbox"/> 保険外併用療養費	<input type="checkbox"/> 療養費
<input type="checkbox"/> 訪問看護療養費	<input type="checkbox"/> 特別療養費	<input type="checkbox"/> 移送費	<input type="checkbox"/> 傷病手当金
<input type="checkbox"/> その他保険給付()			

2 以下の注意事項を確認した上で□に✓を入れてください。

- あなたが事前に登録してある公金受取口座の情報を富津市がマイナンバーを活用した情報連携により国(デジタル庁)から入手すること。
- あなたが、公金受取口座を変更又は登録抹消(以下「変更等」という。)した情報が更新されるまでに一定の期間を要することから、変更等前の口座へ保険給付金を振込むことがあること。
- 富津市が公金受取口座に振込処理をした結果、振込不能となった場合、公金受取口座の利用申出を解除し、従来どおりの方法により口座情報を求めること。また、高額療養費支給においては、高額療養費の支給申請手続特例制度の適用も併せて解除となること。
- 世帯主(葬祭費の場合は、葬祭執行者)以外の方の公金受取口座を利用申出することはできないこと。(上記の方以外の口座へ振込を希望する場合には、従来どおり支給申請書等に口座情報を記載し、委任状を用意ください。)
- この申出後において、被保険者証の記号番号が変更となった場合や世帯主が変更となった場合は公金受取口座の利用を継続できること。(改めて申出書を提出する必要があります。)

上記のことを行った上、公金受取口座の利用を申出します。

令和 年 月 日

記号番号 富津一

世帯主(葬祭執行者)氏名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号

— —

富津市長 あて

(※)【公的給付支給等口座登録制度について】

公的給付支給等口座登録制度とは、国民の皆様に金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公金受取口座として、国(デジタル庁)に事前に登録していただき、行政機関等に対する各給付手続等においてこれを活用する制度です。

個別の給付金等の申請手続きにおいて、公金受取口座を利用する旨の意思表示をすることで、支給申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要となります。また、行政機関等は、マイナンバーを活用した情報連携により、国(デジタル庁)から公金受取口座情報を入手します。